

活動成果報告書

平成27年度（第19回）「チヨダ地域保健推進賞」

活動テーマ

管内市町村と協働した受動喫煙防止対策
～飲食店等の受動喫煙防止対策への取り組み～

応募グループ名称及び氏名（グループの場合は代表者名）

鹿児島県伊集院保健所健康企画課
代表者：堀之内 広子

勤務先：伊集院保健所

所属：健康企画課

所在地：〒899-2501

鹿児島県日置市伊集院町下谷口1960-1

TEL：099-273-2332

FAX：099-272-5674



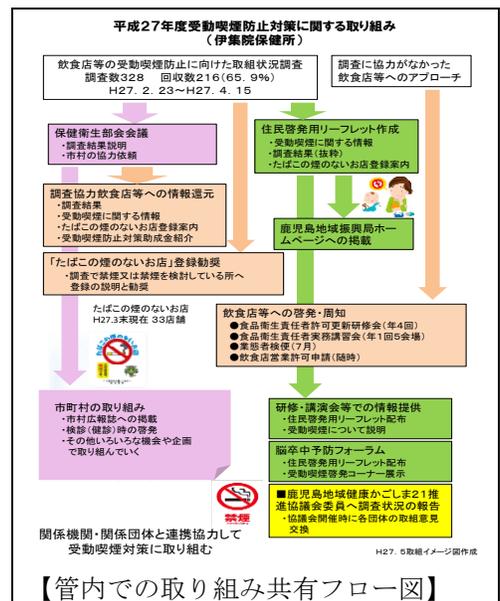
◇活動方針

健康増進法第25条で、多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされ、管内の公共機関や学校、医療機関などでも受動喫煙対策が取られ禁煙が表示されるようになってきている。しかし、管内の飲食店の状況把握ができておらず、取り組みも進んでいないことから、飲食店等の受動喫煙防止対策の状況把握や飲食店等への取り組みを中心に管内市町村と協働して受動喫煙防止対策に取り組むこととした。

◇活動内容

1. 市町村と連携した取り組み

- (1) 飲食店の受動喫煙防止対策に取り組むための検討会を開催
- (2) アンケート調査を市町村と保健所で役割分担して実施
市町村：アンケートの送付と回収，内容の確認と調査内容の入り
保健所：データの集計分析，アンケート結果のまとめ
- (3) アンケート調査結果を基に，各市町村の受動喫煙防止対策の現状把握と課題の検討，健康づくり計画等へ反映させるため受動喫煙防止対策の「担当者連絡会」を開催
- (4) 健康づくり関係団体等へ受動喫煙防止に関する講話や情報提供を市町村と連携して実施



活動成果報告書

(5) 市町村と保健所の職員が一緒に飲食店へ出向いて「たばこの煙のないお店」の登録勸奨

2. 管内飲食店へのアプローチ

(1) 管内飲食店へアンケート調査「飲食店等の受動喫煙防止に向けた取組状況調査」を実施

調査目的：受動喫煙防止対策等の取り組みの実態や意識を把握し、実効性の高い対策に取り組む

調査期間：平成 27 年 2 月 23 日～4 月 15 日

調査対象：伊集院保健所管内（日置市・いちき串木野市・三島村・十島村）で飲食店営業許可を受けている中で客席を設けて飲食をさせる飲食店（廃業・休業等の状況が確認できた飲食店は除く）
328 店舗

回収率：65.9% (216 店舗)

アンケート結果（一部抜粋）

- ① 健康増進法上で飲食店の営業者にも受動喫煙防止についての努力義務があることを知っていた 130 店舗 (60.2%)，今回の調査で初めて知った 79 店舗 (36.8%) であり，飲食店の営業者に受動喫煙防止の努力義務があることを周知していくことが必要である。
- ② お店の禁煙・分煙対策の状況については，禁煙や分煙の対策を行っていないが 78 店舗 (36.1%)，店内を禁煙にしている 97 店舗 (44.9%)，店内は分煙にしている 36 店舗 (16.7%) であった。また，禁煙や分煙の対策を行っているお店で，禁煙や分煙していることをステッカー等で表示している店は 69 店舗 (51.9%) だった。
- ③ 県が登録を推進している「たばこの煙のないお店」登録制度について，知っているが 25.9% にとどまった。「たばこの煙のないお店」の登録を推進するとともに，「たばこの煙のないお店」の情報を住民に周知する，また禁煙の取り組みを利用者にわかりやすく表示してもらうよう工夫や検討も必要である。

(2) アンケート調査に回答のあった飲食店等へアンケート調査結果を還元

管内市町村を通じて結果を送付（受動喫煙対策に関するパンフレット，「たばこの煙のないお店」の登録手続き情報も同封）

(3) 調査で受動喫煙防止対策に前向きな飲食店に対して「たばこの煙のないお店」の登録勸奨

(4) 食品衛生協会や商工会議所と連携して講習会や研修会等の機会にアンケート結果の情報提供や「たばこの煙のないお店」登録店の好事例等の紹介を行い受動喫煙防止に関する周知，啓発を実施

(5) 飲食店営業許可申請時に受動喫煙防止対策の協力依頼や「たばこの煙のないお店」の登録勸奨を実施

3. 地域住民等への情報提供・普及啓発

(1) 地域住民啓発用リーフレットを作成

(2) 住民向け講演会，研修会等の場を活用して，受動喫煙防止に関する情報提供や健康教育を実施

(3) 保健所で開催する「地域健康かごしま 2 1 推進協議会」での活動報告や意見交換の実施

(4) 市町村広報誌での周知

◇成果

1. 管内飲食店等へのアンケート調査を実施したことで，管内の飲食店等の状況把握が市町村毎に出来た。

また，アンケート調査を通して市町村と情報共有ができた。

2. 「たばこの煙のないお店」の登録勸奨を積極的に実施した結果，登録店舗数が県保健所（13 カ所）の全

